

企画セッション

◆ もし意匠法を経営学者も交えて議論したら ◆

【概要】

改正意匠法が成立となり、デザイン経営宣言で示された、デザイン重視の経営を後押しする体制が整えられた。同改正法では次の点が強調されている。

- 画像デザインの保護の拡大
- 建築の内装・外装の保護
- 関連意匠の出願時期の拡大、関連意匠として出願できる意匠の拡大
- 保護期間の延長

本セッションでは、改正意匠法を題材に、次の2つの問いについて経営学と法学を架橋した議論を行う。(1)経営学から見た場合、どのようなデザインの開発が競争上有効であることがわかっており、その知見と意匠制度は整合しているのだろうか、(2)経営学・法学それぞれから見た場合、デザインの法的保護はどのように位置づけられ、制度のあり方と運用それぞれに課題点・改良点はないだろうか。

○ 【講演】 デザインの法的保護：法学者の視点

講演者：青木大也（大阪大学大学院法学研究科 准教授）

○ 【講演】 デザイン・マネジメントから見た守るべきデザイン：経営学者の視点

講演者：森永泰史（京都産業大学経営学部 教授）

○ 【講演】 意匠の新規性の購買行動への効果：マーケティング学者の視点

講演者：秋池篤（東北学院大学経営学部 准教授）

○ 【パネルディスカッション】 意匠を巡る法学と経営学の架橋

モデレーター：吉岡（小林）徹（一橋大学イノベーション研究センター講師）

パネリスト：上記講演者

※参加される方は、森永泰史『経営学者が書いた デザインマネジメントの教科書』（2016年、同文館出版）を予めお読みになると理解がより深まることとされます。

以上

企画セッション

◆もし意匠法を経営学者も交えて議論したら◆

【講演者】

青木大也 (大阪大学大学院法学研究科 准教授)

2008年、東京大学大学院法学政治学研究科法曹養成専攻修了。知的財産法を専門とする。東京大学大学院法学政治学研究科、大阪大学知的財産センターを経て2013年より現職。著書(共著)に『リーガルクエスト知的財産法』(2018年、有斐閣)。主たる論文として「意匠法とデザインの無体的利用、無体物のデザイン—著作権法との比較において」『ジュリスト』1511号76-81頁(2017年)など。

秋池篤 (東北学院大学経営学部 准教授)

2015年、東京大学大学院経済学研究科経営専攻博士課程修了。経営戦略論、マーケティングを専門とする。東北学院大学経営学部助教を経て、2018年より現職。主たる論文として、”The power of existing design for establishing the dominant ‘industrial’ design.” *Annals of Business Administrative Science*, 16(4), 189-202(2017)、「消費者知識とデザイン新奇性の関係：電気自動車の外観イメージ事例から」『組織科学』49巻3号47-59頁(2016年)など。

森永泰史 (京都産業大学経営学部 教授)

2004年、神戸大学大学院経営学研究科博士課程修了。製品開発論、デザイン・マネジメントを専門とする。北海学園大学を経て、2016年より現職。主たる著書として、『経営学者が書いた デザインマネジメントの教科書』(2016年、同文館出版)、『デザイン重視の製品開発マネジメント：製品開発とブランド構築のインタセクション』(2010年、白桃書房)。

吉岡(小林)徹 (一橋大学イノベーション研究センター講師)

2007年、大阪大学大学院法学研究科博士前期課程修了。2015年、東京大学大学院工学系研究科技術経営戦略学専攻博士課程修了。知的財産政策および知的財産マネジメントを専門とする。株式会社三菱総合研究所、一橋大学、東京大学を経て2019年より現職。主たる著書(共著)として『イノベーション&マーケティングの経済学』(中央経済社)。主たる論文として”The validity of industrial design registrations and design patents as a measurement of “good” product design: A comparative empirical analysis” *World Patent Information*, 53, 14-23(2018)。

以上